

# 戦国都市府内の成立過程

— 豊後「府中」・「府内」関連用語にみる大友氏在府論 —

上野 淳也

はじめに

「府」という文字には、「倉」や「書物を入れる倉」等の意味がある。そのような意味において、古代く中世にかけて、一国ごとの租税徴収権を持つ機関のことを「国府」と言った。

また、「国府」の「府」という文字には、時に「符」や「符」という文字が当てられることがある。それぞれ、「符」には紙の原料である草の意味、「符」には命令書などの書類を指す意味が有されることから、「国符」という綴りに国が発給する行政文書という意味に加え、行政文書を蓄える場所としての「書物を入れる倉」という意味を持たせていたかもしれない。或いは、(一国内における)命令を発する場所という意味を見出すのであれば、発令権を有する場所という意味のもと、「国府」という記載に求心性を再確認することができる。事実、国府には、徴税権以外にも軍事・治安維持としての機能も備えられていた。

しかし、中世に入り、その機能が実質的に武士の手の内に移るにしたがって、総量的に「国府」という記載量が減少する。この国府機構は、形式上、中世まで存続するが、豊後においては、その「国府」記載の減少と相違えるようにして、その記載を増加させるのが、「府中」或いは「守護所」という語である。「国府」・「守護所」・「府中」に関しては、厳密にいうと「機構名称」であるが、「機構名称」と共に「土地名称」としての機能を併せ持つことには、注目しなければならない。

この「府中」という用語は、登場してまもなく様々な「府」の活用形とも言い得る慣用句を派生させた。本稿では、これらの用語を大友関連史料から、「府中関連用語」として抽出し、集計をおこなった。代表的な「府中関連用語」としては、記載が確認される年序順に「府中」・「上府」・「参府」・「帰府」・「在府」・「在府人々」・「在府衆中」・「出府」・「豊後府」・「着府」・「府内」・「府内衆」・「府君」・「豊府」・「至府」・「府遣」・「遣府」・「礼符」・「従符」・「府蘭」・「府之内」の二十一種が挙げられる。

本稿に用いる大友氏関連史料に関しては、旧大分経済専門学校(現大分大学経済学部)教授田北学氏が、編年順に謄写蒐集された大分県内における大友氏関係の中世古文書約一万二千余りを所収した『増補訂正編年大友史料』1〜32巻を主として用い、それに、他の編纂物から若干数の史料を組み込んだものを基に、大友氏家督継承者ごとに集計・分析をおこなった。大友氏代々における古文書の遺存数に関しては、必然的に義統代から能直へと遡るにつれ、その数を減ずる傾向にある。また、各代における家督任期の長短も、この数の多少を左右する。

本稿は、大友氏関連史料の中に、これら「府中関連用語」の使用状況の変遷を観察することによって、豊後「府中」或いは「府内」と呼称された中世都市が、豊後国守護大友氏の領国経営において、どのように位置付けられ、変遷を遂げたかを論じることを通して「大友氏」と「府中」の関係に画期的設定をおこなうことを目的とする。

第一章 「府中」記載について

第一節 「府中」関連用語の分類

府中関連用語としては、前述した通り、「府中」・「上府」・「参府」・「帰府」・「在府」・「在府人々」・「在府衆中」・「出府」・「豊後府」・「着府」・「府内」・「府内衆」・「府君」・「豊府」・「至府」・「府遣」・「遣府」・「礼符」・「従符」・「府蘭」・「府之内」の二十一例が挙げられる。

「出府」・「上府」・「参府」・「帰府」・「在府」・「出府」・「着府」・「至府」・「府遣」・「遣府」・「礼符」・「従符」の十二例に関しては、「府」という文字と「動詞」が結びついた用語で、「府中」・「在府人々」・「在府衆」・「豊後府」・「府内」・「府内衆」・「府君」・「豊府」の八例は名詞である。

それぞれ、「府中」・「豊後府」・「府内」・「豊府」に関しては土地名称、「在府人々」・「在府衆」・「府内衆」に関しては集団名、「府君」に関しては十五代親治を指す用語、「府蘭」は二十一代義鎮を指す用語として用いられている。

土地名称としては、「府中」・「府内」が「府」の「中」、「府」の「内」という意味であるのに対し、「豊後府」・「豊府」に関しては、「豊後の」・「豊(後) 国」という修飾語が着く点に相違点がある。

「在府人々」・「在府衆」・「府内衆」に関しては、「人々」というのが漠然とした表記であるのに対し、「衆」という表記にはある程度の「組織」の存在を示すものであると考えられる。

「府君」は、義長が父親の親治を指して「府君」と記した文書に記したものであり、家督当事者が、その権力の背景たる父親を「府中の君主」と表現したものであり、家督当事者に対して中世都市「府中の君主」の権限にある程度の独立性を見出すことができる。また、親治のみを指す

のみではなく、代々、大友家督者を「府中の君主」と指す可能性も考えられるが、家督継承者たる息子が、府中の支配者である父親を「府君」と呼称するという親子二代に渡る記載状況からは、家督者たる義長と、後見人たる都市君主親治の権限がある程度分離していたことを把握することができる。

「府蘭」は、義鎮のドン＝フランシスコという洗礼名に「音」を合わせて花押としたものと考えられ、天正九(一五八一)年以降に確認されるものである。他の用語とは異なり、唯一、義鎮個人を指す用語である。

第二節 「府中」関連用語の分布状況について

今回、抽出した「府中関連用語」は、二十一種類、百五十九語を採集した。これを、大友氏の家督者ごとに整理しなおしたものが第一表である。本章では、この表を用いて、大友家当主と「府中関連用語」の変遷を編年的に読み解いてみたい。

なお、第一表においては、「在府人々」・「在府衆」と「府内衆」に関しては、それぞれ、「在府」と「府内」の項の内にカウントを加えている。また、「府蘭」に関しては、その花押という他の用語とは異なる性格から、本稿においては分析の対象とはしていない。

今回、「府中関連用語」が確認されたのは、親秀・頼泰・氏泰・氏時・親世・親著・親綱・親繁・政親・親治・義長・義鑑・義鎮・義統という、二十二代中、十四代の当主達の代においてである。

表中には、各代における府中関連用語の「使用合計」、その代が使用を開始したと考えられる「初例数」、その代が用いた「種類数」を集計している。なお、親秀の代に用いた「府中」・「出府」の二用語に関しては、後述の理由から、積極的に初例として取り扱わないこととした。

代数	通番号	府中	上府	参府	掃府	在府	在府人々	在府衆中	出府	豊後府	着府	府内	府内衆	豊府	府君	至府	府遣	遣府	礼符	従符	府蘭	府之内	合計	初例数	種類	
二代	親秀	2							2														4	2	2	
三代	頼泰	5	9	3																			17	3	3	
七代	氏泰	7			1																		8	1	2	
八代	氏時	2																					2	0	1	
十代	親世	1				5	(4)																6	2	2	
十一代	親著								2														2	1	1	
十三代	親綱	1				1				1	2												5	2	4	
十五代	親繁	2																					2	0	1	
十六代	政親	2		1	2							2		1									8	2	5	
十八代	親治	2				2																	4	0	2	
十九代	義長			3	5	1							1	1									11	1	5	
二十代	義鑑	1		2	1	11			8		1	3	11		1								39	1	8(+1)	
二十一代	義鎮	2				6			7			3	(1)	2			1	1	1	1			25	4(+1)	6(+4)	
二十二代	義統	1				5			4		1	14									(32)	2	27(+32)	1(+1)	7	
	計	28	9	9	9	31			23	1	4	22		15	1	1	1	1	1	1	1	32	2			

第一表 「府中」・「府内」関連用語使用状況変遷表

### 第三節 「府中」関連用語の初出状況について

本節では、府中関連用語の初出年代に関して検討を加える。初出年代の検討に関しては、その関連用語を用いるに至った、もしくは慣用句化されるに至った背景を考慮することにより、大友氏の中世都市府中に対する施策の画期を読み取ることを目的とする。

これら関連用語の初出状況に関しては、使用総数と共に第二表にまとめている。この初出表を参照しながら、これらの用語が安定して使用される時期を見出し若干の考察を加える。

豊後における「府中」という記載に関しては、文暦元（一二三四）年の柞原八幡宮文書に見られる「賀来符中出符時者」、「賀来府中へ出府之時ハ弊用途可被仰付」という記載が初見である。従来、いわゆる大分川河口部西岸に展開する現長浜町・顕徳町・元町付近に比定される中世府内町跡を指すものと言われているが、いずれも、「賀来符中」、或いは「賀来府中」と記されていることから、中世府内町遺跡の位置ではなく、柞原八幡宮と関連の強い「賀来地区」に存在した何らかの国府関連施設を指すものである可能性がある。

続いて、「府中」記載が確認されるのが、大友頼泰による仁治元（一二四二）年の「新御成敗状」（史料一参照）である。寛元二（一二四四）年の「追加」条文（史料二参照）と合わせると計四十四カ条となる<sup>10</sup>。

この中に記載される「府中」は、「追加」条文（32）に、掃部頭禪門（中原親能）・前豊前国司（大友能直）・出雲路桑門（大友親秀）が列挙された記載があることから、確実に豊後府中を指すとされる史料である<sup>11</sup>。「新御成敗状」は、都市法であると評価されるもので、その内容は府中における、さまざまな禁制を列挙したものである。史料一19以降の条文は、市中法と言っても良いもので、仁治元年には、府中に都市的な状

府中・府内 関連用語	e x	初出年	初出年号	初出大友当主	使用回数
府中		(1234) 1242	(文暦) 仁治	(親秀) 頼泰	28
上府		1273	文永	頼泰	9
参府		1273	文永	頼泰	9
帰府				氏泰	9
在府		1405・06	応永	親世	31
	在府人々	1405・06	応永	親世	(2)
	在府衆中	1406・12	応永	親世	(2)
出府		(1234) 1242	(文暦) 応永	(親秀) 親著	21
豊後府		1433	永享	親綱	1
着府		1436	永享	親綱	4
府内			大永	政親	22
	府内衆			義鎮	(1)
豊府				政親	15
府君		1508	永正	義長	1
至府		1532	天文	義鑑	1
府遣		1550	天文	義鎮	1
遣府		1550	天文	義鎮	1
礼府					1
従府		(1556)	弘治	義鎮	1
府之内		1582	天正	義統	2

第二表 「府中」・「府内」関連用語初出状況一覧表

況・問題が生じていたことを示すものである。言い換えると、「府中」という土地が、「都市化」し始めていたことを示す史料と理解することができる。また、大友氏による都市法の発布からは都市支配の意思表示の現れと採ることもできる。

また、「府中」という用語と同時に「出府」という慣用語表現も用いられている点にも注目される。「出府」に関しては、十一代親著の頃にも二例存在するが、安定して確認されるようになるのは、二十代義鑑の頃になってからのことである。

一般的な発給文書の中に、「上府」や「参府」等の「府」と「動詞」と結びついた慣用語表現、すなわち、府中関連用語の安定した使用が確認されるようになるのは、頼泰の代、文永六（一二六九）年以後のことである。これは、「文永」・「弘安」という「元寇」の直前に当たり、大友氏が西国に下向した時期を検討するには重要な事象であることが指摘できる。「上府」・「参府」記述は、十三世紀後半、特に文永十年と弘安七年に集中して用いられる。これは、元寇時の戦功報償に由来するものが多数を占める故であるが、「府」に「上がる」或いは「参る」ようにという命令は、大友氏が「府」に駐在している、すなわち、大友氏が西国に下向している可能性を補強する表現である。「参府」も同様である。

しかし、これら「上府」・「参府」記述で留意しなければならないのは、小式氏もまた、同様に「上府」表現を用いていることにある。元寇時、大友氏と小式氏は、それぞれ、鎮西東方守護人（または奉行）と鎮西西方守護人（または奉行）を務め<sup>12</sup>、鎮西探題府（鎮西惣奉行所）・九州探題府の先行機関である大宰府に設置されていた鎮西守護所に駐留していたと考えられる。両者は、北部九州において元軍に対する防備を固める任に就いている最中である。したがって、豊後国守護といえども頼泰が、

史料一

新御成敗状 仁治三年正月十五日

- 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
- 一 神社佛寺事 (本文略)
- 一 六斎日殺生事
- 一 右禁断之由、累代之嚴制、閑束之御定、重疊已畢、每月件日、奉行之國中、永可禁制之由、所被下御教書也、可存其旨、但於河海者、漁人以之依為渡世之計、被免之者歟矣
- 一 鷹狩事 (本文略)
- 一 殺害、山賊、海賊、夜討、強盜、竊盜、刃傷、放火、毆人等事
- 一 年貢所當事 (本文略)
- 一 官爵事 (本文略)
- 一 人倫賣買事 (本文略)
- 一 惡口、謀害、懷抱他人妻、扶持罪人、逃失召人事 (本文略)
- 一 出舉利分事 (本文略)
- 一 奴婢雜人事 (本文略)
- 一 百姓逃散時事 (本文略)
- 一 給田畠賣買事 (本文略)
- 一 所領得替前司新司事 (本文略)
- 一 中媒事 (本文略)
- 一 辻捕事 (本文略)
- 一 放牛馬、採用土民作物草木事 (本文略)
- 一 犯罪事 (本文略)
- 一 亂牛馬事 (本文略)
- 一 給府中地輩事
- 一 右、難渋所付于彼地之濟物、懈怠所役者、屋地者可召之矣、
- 一 道祖神社事
- 一 右、同府住人等、立置彼社於府中之條、可止之、但有殊所存者、申其旨、可隨左右矣、
- 一 町押買事
- 一 右、不論上下、一向可令停止之矣、次町人等諸物直法、背法過分之条、可止之矣、
- 一 府中指笠事
- 一 右、往反之諸人、非指雨儀之時、面々指之事、可停止之矣、
- 一 大路事
- 一 右、或称田畠作、或号立在家、令狭条、尤自由也、早仰其通行事、可令制止之矣、
- 一 保々産屋事
- 一 右、晴大路立之事可止之、若不令承引者、可令破却之矣、
- 一 府中墓所事
- 一 右、一切不可有、若有違乱之所者、且改葬之由被仰主、且可召其屋地矣
- 一 令押作私物於道々細工等事
- 一 右儀、有如然之輩、細工等有煩事云々、可止之矣、
- 一 出祿事 (本文略)
- 一 双六・四一半・目増・字取等博奕事 (本文略)

史料二

追加 寛元二年六月廿五日記之、同四年閏四月廿日不可有偏頗之由、各被申起請文畢、

- 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29
- 一 訴訟人事 (本文略)
- 一 奉行人事 (本文略)
- 一 御下知并問状事 (本文略)
- 一 掃部頭禪門并前豊前國司及出雲路桑門成敗事 (本文略)
- 一 當領名主百姓等愁緒事 (本文略)
- 一 遂問注輩事 (本文略)
- 一 催使事 (本文略)
- 一 召人事 (本文略)
- 一 糺問并沙汰事 (本文略)
- 一 山野河海事 (本文略)
- 一 可擲山賊海賊事 (本文略)
- 一 惡口狼藉 (本文略)
- 一 縁者分限事 (本文略)
- 一 訴訟人證文事 (本文略)
- 一 過代物事 (本文略)
- 一 背召符輩 (本文略)

豊後府中に常駐していたとは考え難い。すなわち、この時期の「上府」・「参府」に含まれる「府」は、「大宰府」である可能性を有する。

「帰府」表現に関しては、次代の「氏泰」期に初出が確認されるが、安定して確認され始めるのは、一五世紀末の政親期である。この「帰府」表現も、帰る場所が「府」であるということから、大友氏が、「府中」に在していたことを如実に示す表現である。続いて、氏泰・親世という南北朝時代に入ると「帰府」・「在府」という記載も登場し家臣を「府中」に滞在成さしめていたことを窺わせる用語が登場し始める。これは、後醍醐天皇の施策により、国府制が復活し、南北両朝の攻略すべき拠点が、守護所及び各国国府に成ったためであり、事実、「国府」に関する記載も増加する時期である。また、これら鎮西探題府（鎮西惣奉行所）・九州探題府が崩壊した後に確認される「府」は、明らかに豊後「府中」を指すものと考えられる。

「在府」表現に関しては、同時に現れる「在府人々」・「在府衆中」という用語からも判明するように、初出の「応永」時期には、大友氏がある程度の「家臣団」の集住を達成していたことを示唆するものである。まさに「府」に在る、府中に居住しているという意味である。

親世との連繋が感じ取れる親著の代に再登場する「出府」に関しても、「府」に出頭を要請する意味である。

親綱の代には、「豊後府」・「着府」という二つの「府中関連用語」が登場する。「豊後府」という記述は、『満濟准后日記』に見られるもので、「豊後府中」の省略形と考えられ、京都にいた満濟が他地域の「府」と区別するために必要であったものと考えられる。

「豊後府」・「着府」に関しては、大友親綱の代のことであり、足利義教の家督継承への介入を原因とする親世・親著・持直・親重（繁）と親

綱・親隆による内乱の時期である。また、この内乱時には、大内氏の介入を許し、親綱の代における「豊後府」・「着府」表現に関しては、その援軍の到着場所と、その到着を示す表記であり、援軍の受け入れ側としての親綱の在府を窺わせる記述である。

しかし、ここでこの内乱期に関しては、「府」表現から、別の観点を留意する必要がある。この内乱の時期、大友氏においては、所謂「両統交立」体制が敷かれている。しかし、これは考えようによつては、その取り決めが、両統間において正常に機能している側面を示す。すなわち、「血」よりも「法」を優先する中世観の一端を見出すことができる。注目すべきは、少なくとも「府」関連表現の確認される親世・親著・親綱に関しては、確実に「当主」が、「府中関連用語」表現を用いている点である。この時点において「府」は、大友家当主の座する町であった点が指摘される。おそらく、この頃の「府」は、当主の座とともに移譲されるもしくは、軍事的に獲得されるものであった可能性が指摘される。この点は、次章において検討を加える<sup>13)</sup>。

#### 第四節 「府内」関連用語の初出状況について

「府中」という土地名称は、十六代政親の代以降になると、度々、「府内」という記載法に置き換えられた。「府内」記述の初見は、政親の時期であるが、「府内」初見以後は、「府中」六例、「府内」二十二例と、合計数で見れば、「府内」と呼称されることが多かったように見える。

しかし、代ごとの「府中」と「府内」の使用状況を整理した第三表を参照すれば二十二例中、十四例が義統期に集中していることを把握することができる。すなわち、「府中」から「府内」への呼称の変化は、義統の時期に決定的となるが、それまでは混在しているような状況であつ

たことが指摘される。また、「府中」・「府内」が、それぞれ、異なった領域を指している可能性もあるが、現状では同一領域、すなわち、中世府内町遺跡の範囲を指していると考えている<sup>14</sup>。

なお、本稿においては、便宜上、政親以降を「府内」と呼び分ける事とする。「府内」の初見は、政親の「府内二はせあつめ候、」という記述で、これは大友氏の家臣団集住政策が、次の段階に入ったことを示唆する記述であると言える。

また、政親の代には、同じく土地名称である「豊府」という記載も登場する。「豊府」という記述は、「豊後府内」の省略形と考えられ、「豊後府」と同様に、筑前「大宰府」や肥後「隈府」など、他地域の「府」と区別するために必要であったものかもしれない。やはり、初出は、政親段階でも、スタンダード化するのには義鑑段階より義鎮初期だが、義鎮後期以降には全くといっていいほど使われなくなる。これは、義鎮が白杵へと移ったことを反映する一端かもしれない<sup>15</sup>。

「府君」という記述は、義長段階のみに確認されるが、その記述は、「府君親治任御下知之旨」というもので、府内の君主である父の下知に関する文言である。この記述は、明らかに親治が府内に君臨していたことを示す記述であり、同時に府内の君主は、当代義長よりも或側面、分離・強権であることを示す記述であり、後見支配の一端を覗かせる。

残りの「至府」・「府遣」・「遣府」・「礼符」・「従符」に関しては、すべて、一

当主	府中記述	府内記述
政親	1	2
義右	0	0
親治	1	1
義長	0	0
義鑑	1	2
義鎮	2	3
義統	1	14
計	6	22

第三表 「府中」・「府内」記述併用状況

例が確認されているのみで、「至府」が義鑑である以外は、義鎮以降に含まれるものである。これら、「府」に接続される文字は、「至」・「遣」・「礼」・「従」と所在を示すものではなく、「府」に向けられる文字が接続されている点は評価すべきである。すなわち、「至」・「遣」は、「府」へ赴くもしくは赴かされることであり、「礼」・「従」は、「府」を敬い尊重することにほかならない。

「府内」は、義鎮のドンIIフランシスコという洗礼名に「音」を合わせて花押としたもので、天正九（一五八一）年以降に確認される。

義鎮は、永祿六（一五六三）年に白杵へと移転するが、天正六（一五七八）年以降「府内」へと、その拠点を戻すこととなる。この経緯としては、隠居した義鎮に、家臣等が復帰を願うという経緯が含まれ、天正元（一五七三）年以降家督を継いだ義統の「府内」へ拠点を戻すという必要性があったものである。

一五八〇年には、府内コレジオが創設され、一五八八年には府内司教区が設定されている。大友義鎮が、ドンIIフランシスコという洗礼名を受けた際に「府内」という文字を当てたのも、それらのキリスト教世界を擁する「府内」の主という意味を込めたものであったかもしれない<sup>16</sup>。

「府之内」に関しては、「一府之内」或いは「一符之内」とあるもので「府内」を指すものと考えられる。それぞれ、天正十年の「大友義統条々事書」と、田原紹忍が記した府内の「上市岩田與三兵衛入道」という「計屋」のことを記したもので、この二例のみしか確認できない用語である。一方、天正十四年以降と考えられる大坂方の書状に関しては、七例とも一貫して、「府内」呼称を使用していることが指摘される。

## 第二章 「在府」論

### 第一節 大友氏各代の「在府」の可否と —「府中」・「府内」関連用語の使用回数の変遷について—

「府中関連用語」の使用状況について  
「府中」・「豊後府」・「府内」・「豊府」に関しては土地名称、「在府人々」・「在府衆」・「府内衆」に関しては集団名、「府君」に関しては文字通り「府内の君主」を指す用語、「府蘭」は二十一代義鎮を指す用語として用いられている。

地名を指す名詞である「府中」・「府内」・「豊府」の使用回数が多いのは、当然の現象である。しかし、それに続く「出府」・「上府」・「参府」・「帰府」・「在府」・「着府」記述における、「出」・「上」・「参」・「帰」・「在」・「着」という動詞の変遷からは、重要な意味を読み取ることができる。

すなわち、府中が、「出」・「上」・「参」と命令され馳せ参じる場所から、「帰」・「在」・「着」と滞在する場所へと変化したことを指摘することができよう。

前章においては、「府中」・「出府」・「上府」・「参府」・「在府」・「豊後府」・「着府」・「府内」・「府君」・「豊府」・「至府」・「府遣」・「遣府」・「礼符」・「従符」・「府之内」の初出時期の変遷に関して検討を加えた。

本章においては、府中関連用語の使用回数の変遷、その当主が用いた府中関連用語の種類数から、家督継承者が都市構造に改編を加えるに相応しい時間と、安定した都市施策者としての基盤を備えていたか否かを判断したい。言うまでもなく、大友氏が中世都市府中におこなった施策や、都市構造の変遷における画期を探るとき、大友家家督継承者が府中に在していたか否かは、非常に重要な事項となるのである。

### 第二節 大友氏家督の「在府」問題と

#### 「府中関連用語」の使用状況について

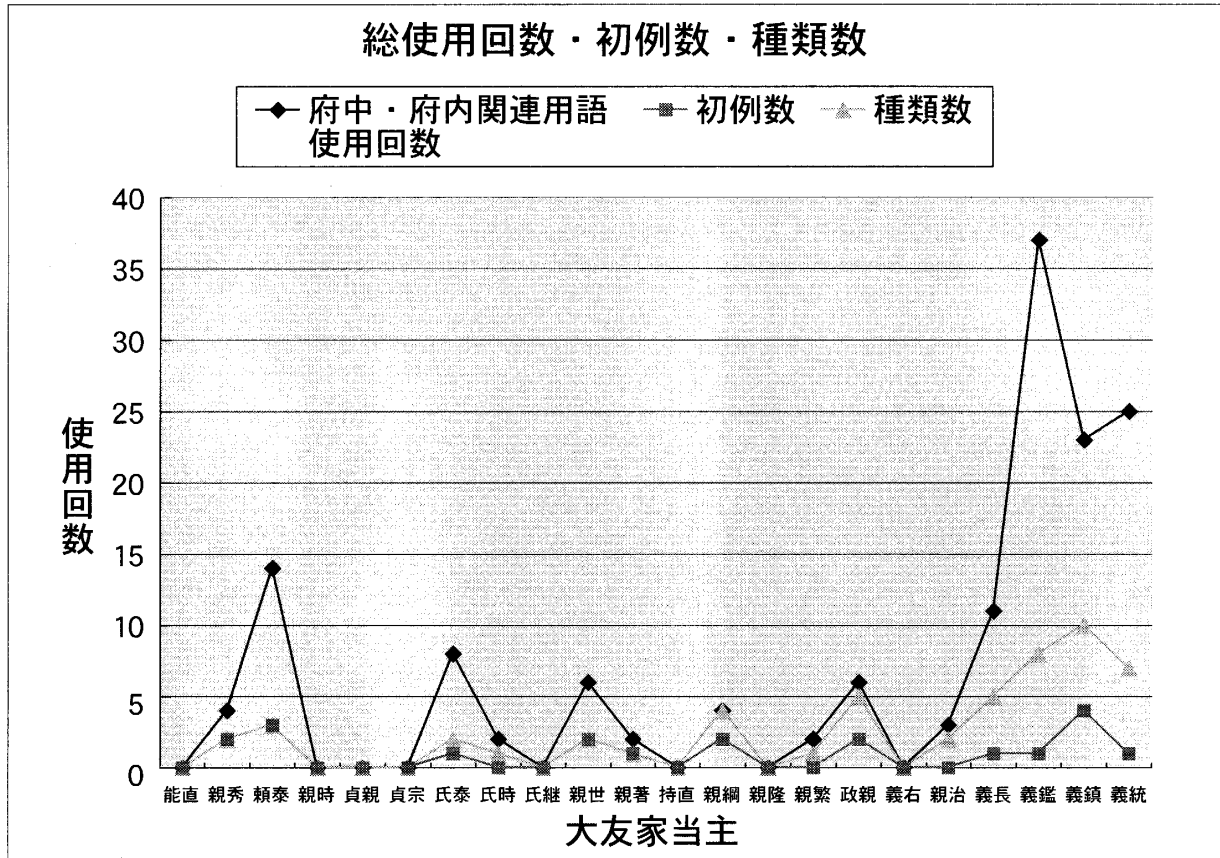
「府中関連用語」は、一度限りの使用しか確認できないものを除くと、特に慣用化されたものとして、「府中」・「出府」・「上府」・「参府」・「帰府」・「在府」・「着府」・「府内」・「豊府」の九種類を挙げることができる。

再び、第一表を参照すると、「府中関連用語」を使用したことが確認できたのは、大友家家督全二十二代中、二代親秀、三代頼泰、七代氏泰、八代氏時、十代親世、十一代親著、十三代親綱、十五代親繁、十六代政親、十八代親治、十九代義長、二〇代義鑑、二十一代義鎮、二十二代義統の計十四代である。

第一図は、各代における府中関連用語の使用回数・初例数・種類数を、複合させ折れ線グラフ化したものである。グラフを参照すると、使用頻度に伸びを見出せるのは、頼泰、氏泰、親世、親綱、親繁・政親、親治・義長、義鑑、義鎮・義統の時期である。それぞれ、第一章三節・四節における初見年号の検討から、「府中」・「上府」・「参府」の頼泰、「帰府」の氏泰、「在府」・「出府」の親世・親著、「豊後府」・「着府」の親綱、「府内」・「豊府」の政親、「府君」の義長、「至府」・「府遣」・「遣府」・「礼符」・「従符」という権力の所在地としての多様な表現が登場する義鑑・義鎮・義統と大まかに分けることができよう。

使用回数が、最も多いのは、義鑑で四十回、次いで多いのは義統で二十七回、義鎮二十五回である。そして、頼泰の十七回、義長が十一回、氏泰・政親が八回、親世が七回と続く。頼泰の代における使用回数多さに関しては、「新御成敗状」という法令内の記載をカウントしていること、元寇時の行政文書という同文の多い文書資料をカウントしているという事情による。本節においては、家督継承者ごとの府中居住の可否





第一図 「府中」・「府内」関連用語使用状況複合グラフ

に関して、文書史料残存度の都合から遡行法的に検討を加える。

義長・義鑑・義鎮・義統の四代に使用回数が集中するのは、その文書総数の違いから仕方のないことではあるが、この四代が、府内町に居を構えていたことは間違いない。また、義長の父親である親治は、義長により「府君」と表現されているので、これも府内在住者と考えて良い。したがって、十八代〜二十二代までは、府内居住者であることは間違いない。勿論、義鎮に関しては、後に臼杵へと移住している。

問題は、次点クラスの氏泰・政親・親世である。政親に関しては、その在位年数の短さにもかかわらず、五種類もの「府中関連用語」を使用している。

政親に関しては、一四九〇年のものと思われる田北氏への「今日歸府仕候、」という記述からは、政親が通常は府内にいたことを読み取ることが出来る。また、初例数や種類数の多様さが、府内支配の成熟度を表すものであると評価するのであれば、十七代政親の代には注目が必要である。大友氏が対朝鮮貿易に乗り出すのは、政親・義右の時期であり<sup>17</sup>、港湾施設に関連する都市改編を、この時期におこなっていたら、国際交易都市としての「府内」の歴史は、この時代より始まることとなる。因みに第十一回の遣明船団には<sup>18</sup>、大友船が含まれるが当時の大友家督者は政親の一代前の親繁である。勿論、遣明船が、必ずしも豊後府中から博多へと派遣されたとは限らない。船と共に積荷さえも博多で用意した可能性も考えられるが、豊後からは「硫黄」という鉱物資源が最大の輸出品であり、また、大友領国内の物資は、やはり「府」へと集積されたであろうから、それらを輸出品として運搬するためにも港湾施設の開発は、この時期が相応しいと考えられる。因みに、日明貿易が開始された親世の代にも「春日丸」という船舶名の記載を確認することができる<sup>19</sup>。

判然としないのは、十一代親著と十五代親繁という両統交立期である。十二と十五代の持直・親綱・親隆・親繁は、足利義教の家督継承権介入を原因とする大友家における豊後内乱の時期である。両統交立の中、姫岳合戦に代表される親世・親著・持直・親繁系と親綱・親隆間の戦いは、府中の争奪戦であったとも捉えることができ、事実、持直・親隆等は、ほとんど府中に入ることができなかったものと考えられる。

「帰府」・「豊後府」の記載が見られる親綱期も、その記述から一時期は府中を領していた可能性が高いが、親繁継承後は、後ろ盾である足利義教の死も重なり、親綱・親隆は肥後方面へと脱したようである。親綱の菩提寺は、この内乱の糸引きともいべき大聖院宗心の座する大聖寺に定められており、府中に帰ることが不可能であった事実を伝える。親隆の菩提寺に關しても同じ大野郡に定められている。

親著から田北藏人・田北六郎(親増)へと出した文書中には、出府を促す文言があることから、親著が在府していたことを把握することができる。

親世に關しては、「在府」・「在府衆中」という記載の意味に重きを置けば、当然「在府」していたものと考えられる。

氏泰に關しては、嫡子単独相続の際に府中政權を受け取ったとも解釈できるが、その内実、鎌倉幕府が滅び、鎮西探題府(鎮西惣奉行所)・九州探題府における職が意味を持たなくなった大友氏は、本貫地である「後三国」の領国經營を安定させるべく領国經營の拠点たる豊後府中へと力を注いだものと考えられる。しかし、氏泰に続く、氏時・氏継の代に關しては、南北朝の動乱期であることも手伝って判然としない。

親時・貞親・貞宗の時期も資料に乏しく判然としない。すなわち、頼泰以外の代における鎌倉時代の府中に關しては、沈黙の中にある<sup>20</sup>。

しかし、大友氏の菩提寺である万寿寺は、徳治元(一三〇六)年に大友貞親により創建されており、当該期の遺構も少なからず検出されている。広範囲に面的に広がる都市的な状況の出発は、これ以降に展開するものと考えられる。大友氏の都市經營・都市計画と、菩提寺位置の相關關係に關しては、次章において検討を加える。

第二節 「府中関連用語」未確認の大友氏家督者について  
能直(・親秀)・親時・貞親・貞宗・氏継・持直・親隆・義右の計八代に關しては、「府中関連用語」の使用が確認されていない。

初代の能直に關しては、西国下向以前のことであり、鎌倉及び京都が主な滞在场所であったため、豊後国の經營は、守護代に任せていたものと考えられる。

実際に、永仁四(一二九六)年には、守護代と目される沙彌寂佛(小田原影泰入道)から「飯田郷内、野上、恵良兩村地頭」宛への施行文書や、正安二(一三〇〇)年には、大友貞親と思われる「散位」から、「豊後國守護代殿」宛への文書が残されており、後者の文書から、この時期に「守護代」が設置されていたことは間違いない。また、興味深いことに、豊後國「守護代」記載が確認されるのは、この時期に限定される。

四と六代の親時・貞親・貞宗の時代は、貞親が博多の承天寺から直翁智侃を招いて、五山十刹に列する菩提寺万寿寺を創建しており、經濟的側面において府中經營に乗り出していたはずであるが資料に乏しい。万寿寺は、徳治元(一三〇六)年に、大友貞親により創建された臨濟宗寺院で、府中が「都市的な場」から、「都市」へと展開するに当たって、非常に重要な役割を果たしたと考えられる。十四世紀は、まさに貨幣經濟の浸透著しい時代で、直翁智侃は、その最前線とも言うべき博多から招

かれた禅僧である。すなわち、この万寿寺の創建は、その背後にある臨濟宗寺院の金融ネットワークに府中を組み込ませ、府中へ貨幣経済を浸透させる役割を果たした。また、大友氏は、鎮西談義所や鎮西探題の座した博多に在任しており、意図的な資本投下であるようにも考えられる。おそらくは、府中の中世都市としての体裁は、ここに整えられた。

九代氏継に関しては、南北朝の動乱期にあり、古文書の史料数自体に限られており、詳細は不明である。十四代親隆に関しては両統交立の内乱期の末期にあり、次代の親繁に追いやられた感がある。十七代義右に関しては、父親である政親との不仲から、家督年数に比して在府期間が短かった可能性が指摘される<sup>21</sup>。

以上、府中関連用語が確認されない大友家家督継承者に関しては、時代考証をまじえることによって、それぞれが、府中に十分な基盤を養えていなかったことを窺うことができる。

### 第三章 大友家督菩提寺と府内町

#### 第一節 大友家督菩提寺と府内町

—「府内古図」の朱色街区について—

第一・二章に関しては、府中関連用語を大友家代々の家督継承者に照らし合わせることによって、家督継承者が府中におこなった都市政策の画期を探った。

本章においては、大友家代々の家督継承者と、彼らの菩提寺・墓所の分布状況を検討し、町構造の中に位置付けることによって、家督継承者の都市計画の一端を探る。

現在、大分に伝えられている「府内古図」は、戦国期の様相を伝えるものと言われており、実際、その信憑性が発掘調査に基づき実証されつ

つある。この古図<sup>22</sup>には、街区に着色が施されているが、大友館・寺院・稲荷・ダイウス堂・サイノ神・白杵悪六屋敷に関しては「朱色」で、他の町屋と思われる街区に関しては「黄色」で着色が施されている。

大友家代々の家督継承者の菩提寺・墓所に関しては、旧豊後国内に散在している点が指摘される（第四表参照）。第四表は、大友家家督継承者と、その法名と菩提寺・墓所の位置を、一覧表にまとめたものである。勿論、菩提寺・墓所に関しては、義鎮のように代を譲った後、隠居した場所に設けられた場合も多かったと考えられる。

しかし、大友家代々が自らの墓所を府内市中に設けることには、支配者としての意志が含まれているものと思われる。

#### 第二節 「府中関連用語」の使用が確認できる当主達について

第四表と第二図を参照すると、貞親・氏泰・親世・義右・義長の法名に関しては、「万寿寺」・「同慈寺」・「瑞光寺」・「大智寺」・「大雄院」と「府内古図」に確認できる寺院名を含むことが分かる。また、氏継・親著の法名に見られ、また、それぞれ丹生にあつたとされる「不二庵」・「大恵寺」も、丹生より「大智寺」へと移転されたと言えられている<sup>23</sup>。

万寿寺は、徳治元（一三〇六）年に大友貞親により創建された臨濟宗寺院である。前述の通り、博多より直翁を迎えての開山で、開山から大友氏滅亡までの約三百年間、府中を見守った寺院である。貞親は、翌年には岩屋寺を移し総社山円寿寺を創建しており、府中の都市としてのプランニングは、この頃より始まったといっても過言ではない。

また、氏泰の同慈寺に関しては、織豊期大名が城下町を建設する際、家臣が同寺を移築しようとしたが、藩主が取り止めさせたという逸話が伝えられている。近世府内町の中に取り込まれた状態で存在していたこ

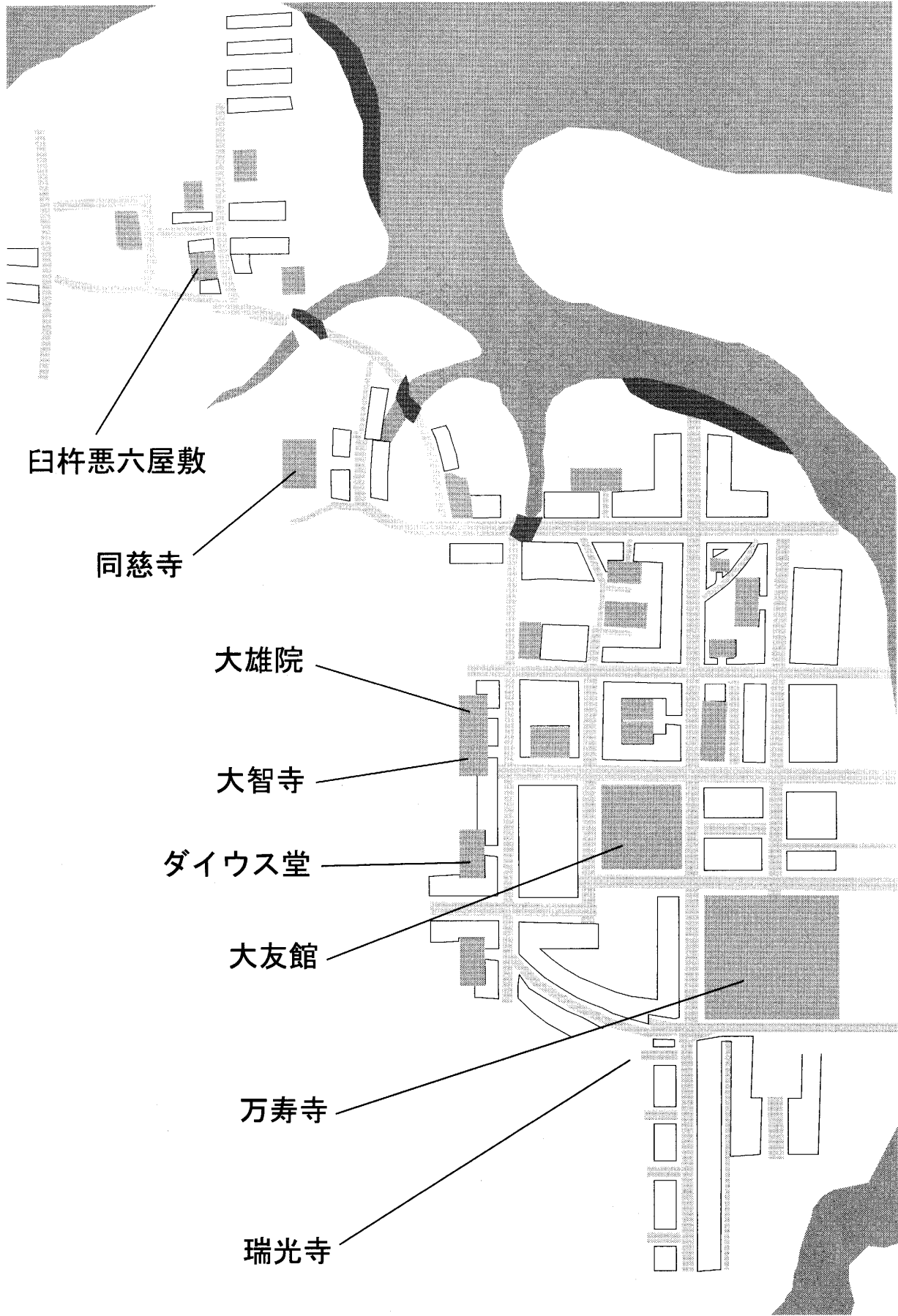
	家督	法名	菩提寺	宗派	寺所	府内古図	墳所
初代	能直	豊州大禪定門能連公神儀	勝光寺	臨濟宗	(大野郡)		豊後大野郡藤北
二代	親秀	出雲路殿寂秀大禪定門					京都
三代	頼泰	常楽寺殿道忍大禪定門	常楽寺				
四代	親時	前因幡大守道德大禪定門	大楽寺				
五代	貞親	万寿寺殿玉山正温大禪定門	万寿寺	臨濟宗	府内元町	○	豊後府内
六代	貞宗	顯孝寺殿真菴具簡大禪定門	顯孝寺				
七代	氏泰	同慈寺殿囀峯清巍大禪定門	同慈寺		府内近郊	○	豊後府内
八代	氏時	大應寺殿(吉祥寺殿)行部郎 中神列天佑大禪定門	大應寺		(速見郡)		(速見郡)
九代	氏継	不二菴殿福州天授大居士	不二菴	臨濟宗	府内上町 (丹生荘より移転)	▲	当府大智寺ニアリト。当代所在シラズ。
十代	親世	瑞光寺殿勝幢祖大居士	瑞光寺		府内元町	○	墳所当時瑞光寺中ニアリ。 ～当郡阿南庄武宮村松林中ニアリト。
十一代	親著	大專(惠・慧)寺殿玉菴同瑛 菴主	大專(惠・慧)寺	臨濟宗	(丹生荘)	▲	海邊郡丹生庄。久世村大專寺中ニアリ。 当代此寺廃絶。
十二代	持直	観音寺殿通玄理公大禪定門	観音寺		(速見郡)		墳所速見郡石垣庄、平田邑。観音寺中ニ在リ。
十三代	親綱	大聖院殿耀山光君大禪定門	大聖寺		(大野郡)		墳所大野郡井田郷紫北村慧日山大聖寺中ニアリ。
十四代	親隆	寶生寺殿成岩正全大禪定門	寶生寺		(大野郡)		墳所大野郡緒方郷宇田枝邑、寶生寺ニアリ。
十五代	親繁	心源寺殿心深道清菴主	心源寺		(臼杵)		墳所、海邊郡臼杵庄戸室村心源寺ニアリ。 ～或云、当府千手堂町心源寺。即此処也ト。
十六代	政親	海蔵寺殿珠山如意公大禪定門	海蔵寺	臨濟宗	(臼杵)		墳所海邊郡臼杵庄門前邑。或ハ戸室。
十七代	義右	大智寺殿傳芳成親大禪定門	大智寺	臨濟宗	府内上町 (丹生荘より移転)	○	墳所当府大智寺ニアリ。当代所在不詳。
十八代	親治	見友院殿梅屋見友大禪定門	見友院				墳所速見郡油布郷塚原村、或曰、当郡植田庄。 田原村ニアリト。未詳。
十九代	義長	大雄院殿天真清照大禪定門	大雄院	臨濟宗	府内下町	△ (万寿寺内)	墳所当府大雄寺。当代所在未詳。
二〇代	義鑑	到明寺殿松山紹康大禪定門	到明寺				墳所大野郡野津庄寺小路村到明寺ニアリ。 今此寺廃絶。
二一代	義鎮	瑞峯院殿休菴宗麟大禪定門	瑞峯院		(津久見)		墳所海部郡津久見庄。穂戸村ニアリ。 或云、同庄赤川河内村。又、京都紫野大徳寺中、 瑞峯院ニ在トモ。
二二代	義統	中菴宗嚴大禪門	豊鐘院		(江戸)		墳所江戸麻布。寺名缺。

第四表 大友家督継承者法名・菩薩寺等一覽

とから、中世府中においては町はずれに位置していたことが分かる。大友家は、この氏泰の代より、嫡子単独相続に踏み切っており、この氏泰の菩提寺・墓所が市中、もしくは、その近郊にあった事実は重要で、都市支配への意志の現れと受け止めることができる。また、同地は、府中とその外港である勢家との中間点に当たり、交通上の要衝にあつたことも指摘される。鎌倉幕府が滅んだ後、大友氏は、領国経営の拠点たる豊後府中に安定した政権と構築すべく多くの文書を発給したものと考えられる。氏泰に関しては、南朝方に付いたとの話もあり、おそらくは転戦の中、府中に常駐するのは難しかったと考えられる。南北朝期の攻略目標は、各「国府」であり、南北朝期の動乱の中、府中を警固すべく、植田入道寂円・志賀頼房・都甲惟世・工藤九郎致郷等が、府中に馳せ参じた軍忠状も多く残る。問題は、彼らが馳せ参じている点にあり、彼らもまた在府してはいなかったものと考えられる。注目すべきはその宛名が、「沙彌(二色範氏か)・御奉行所 承了 大神重能」・「沙彌幸乾」・「沙彌(戸次頼時)・承了 寂本」と大友氏宛では無い点である。この頃の家臣団体制には、一考が必要である。

瑞光寺に関しては、暦応四(一三四一)年の氏時による創建と伝えられている。しかし、この寺を菩提寺としたのは親世である。また、氏時は、延文(一三五七頃)頃、高崎山城を築いたと伝えられている。府中は、その城の庇護下にあり、氏時も戦時外には在府したものと推察される。一方、墓所は速見郡に設けられたようで、南北朝動乱期の一端を示している。

氏継・親著に関しては、前述の通り、丹生荘に存在した不二庵・大恵寺を義右が府内に移転し大智寺と改名したということが言い伝えられている。大智寺は、嘉慶元(一三八七)年に独芳禪師を開祖として開かれ



第二図 「府中古図」記載の大友家督継承者菩薩寺分布状況

た寺院である。義右の代に、大友家代々の墓所を府内に寄せた可能性も考えられる。しかし、義鑑の書状における「大智寺之材木」という記載には注目しておく必要がある。大智寺には、義長の菩提寺である大雄院も隣接しており、義鑑の代に寄せられたものである可能性も十分に考えられる。

義長の太雄院<sup>24</sup>は、文亀元(一五〇二)年の建立とされており、称名寺、金剛法戒寺、万寿寺、瑞光寺、大智寺、同慈寺が並存していたことを示す記述も確認される。

以上のことから、少なくとも貞親・氏泰・親世・義右・義長に関しては、府内市中に菩提寺と墓所を設けていること、また、間接的ではあるが、氏継・親著の墓所も府内市中に存在していたことを指摘することができる。

**第三節 「府中関連用語」の使用が確認できない当主達について**  
大友家代々の家督者の中で、後世に至っても府中、もしくは、その近郊に墓所を構えていないのは、初代、四代の能直・親秀・頼泰・親時、六代貞宗、八代氏時、十四、十八代の持直・親綱・親隆・親繁・政親である。

初代・二代の能直・親秀に関しては、西国下向以前のことであり、鎌倉及び京都が主な滞り場所であった。三代・四代の頼泰・親時に関しては、鎮西東方奉行として筑前大宰府・博多或いは京都に滞在することが多かったのではないだろうか。

五代・七代の貞宗・氏時に関しては、それぞれ、鎌倉幕府滅亡・南北朝の動乱の中で亡くなったもので、戦時中であつたことが一番の要因であろうか。貞宗に関しては、或いは京都に滞在していた可能性が考えら

れる。

前述の通り、十二、十五代の持直・親綱・親隆・親繁は、豊後内乱の時期である。この内乱は、両統交立の中、府中の争奪戦であつたと捉えることができ、事実、持直・親隆等は、安定して府中に入ることは不可能であつたように考えられる。親綱は、十五代親繁継承後、後見役として府中に君臨すること無く、府中を脱しており、先述の通り、親綱の菩提寺は、大聖院宗心の座する大聖寺に定められている。また、親隆の菩提寺に同じく大野郡に定められている。

十八代政親に関しては、大内氏に捕らえられての不意の横死であるため、菩提寺が用意できたかは疑問である。しかし、父親の親繁と同じく姫嶽合戦以後に河野氏より横領した臼杵庄の戸室村或いは門前村に菩提寺が定められたことは、後の臼杵・田口(鶴原)両氏との距離の近さを感じさせる。また、それは、後の義鎮の臼杵遷都に繋がる大友氏による海部地域掌握の意思の表れであつたのかもしれない。因みに、二階崩れの乱において府内で横死した義鑑の墓所が府内ではなく、大野郡に設けられていることにも意図的なものを汲み取ることができる。

#### 第四節 大友家督菩提寺の府内における配置状況

前節における「府中関連用語」の使用が確認できない当主達には、それぞれ府中に菩提寺・墓所を設けられない理由を有していることが把握された。親繁・政親以外は、能直・親秀・頼泰・親時等が鎌倉・京都或いは大宰府滞り者であるため、貞宗・氏時・持直が戦乱のために、菩提寺・墓所を府中に設けることができなかつたものと考えられる。しかし、氏時に関しては、瑞光寺や高崎山城の建設等、都市計画への若干の関与が感じ取られるので、府中に在住していた可能性は高いと考えられる。

貞親・氏泰・親世・義右・義長に関しては、府中・府内に菩提寺を有しているの、府中・府内に在していた可能性は高いが、これに「府中関連用語」を使用した頼泰・氏時・親著・親綱・親繁・政親・親治・義鑑・義鎮・義統を加えれば、頼泰・氏泰・氏時・親世・親著・親綱・親繁・政親・義右・親治・義長・義鑑・義鎮・義統の十三代である。前述の問題により、鎌倉幕府滅亡後のみを考えれば、比較的安定して府中に都市政策をおこなえたのは氏泰以降の十三代であろう。

この中で、親繁・政親・義右には注目が必要である。前述の通り、親繁は第十一回の遣明船団に大友船を参加させており、政親・義右に関しては、対朝鮮貿易が最も盛んであった時期である。

義右は、前代政親との抗争ばかりがクローズアップされがちであるが、府内町に寺院を建立するという宗教的側面とともに、大智寺を港湾施設から上原館へと伸びる南北路沿いへ位置付けたことに関しては、都市計画者の側面を見出すこともできる。しかし、前述の通り、義鑑の書状の中に「大智寺之材木」という記載が確認されることには留意が必要である。すなわち、「府内古図」に記載されている位置、「戦国時代の府内復元想定図」において比定されている位置には、義鑑が移転した可能性も考えられるのである。そうであれば、都市計画者としては、義鑑の名を挙げなければならない。

また、氏泰・親世の菩提寺と思しき寺院が万寿寺や瑞光寺など上野台地縁辺の府内南東部に集中するのに対し、義右・義長（そして、間接的に氏継・親著）の菩提寺と思しき寺院が府内の西北部分に集中することは、府内町の構造変遷に関して重要な一視点を提供する。すなわち、迎賓館的な役割を有する寺院の位置が、大分川方面から別府湾方面へとシフトされている点が指摘される。

#### 第四章 府中・府内への家臣団の集住

##### 第一節 家臣団関連記述について

都市計画及び運営に関しては、大友氏のみでなく、その家臣達も参画したものと考えられる。「府中関連用語」中には、「在府」や「府内」のように、「在府人々」（応永十二（一四〇五）年初見）、「在府衆」（応永十三（一四〇六）年初見）、「府内衆」（年未詳、義鎮段階）という特定集団を指す用語を確認することができる。これらの用語は、中世都市府中における家臣団の集住問題に関して重要な意味を持つ。

戦国期における家臣団に関する先行研究として、橋本操六氏が連署人の変遷から家臣団の編成について（橋本一九六〇<sup>25</sup>）、福川一徳氏が「書出」の分析から家臣団形成について（福川一九七六<sup>26</sup>）述べられている。また、軍事組織的な側面からは、桑波田興氏が「同陣」・「同心」と呼ばれる軍事的結合から（桑波田一九六一<sup>27</sup>）、木村忠夫氏は城督制成立の歴史的前提を（木村一九六八<sup>28</sup>・一九七一<sup>29</sup>）、外山幹夫氏が「二揆」・「衆中」・「寄子」・「同心」の関係から（外山一九六四<sup>30</sup>）、福川氏は感状から「同心制」に関して検討を加えている（福川一九七六<sup>31</sup>）。

先行研究は、家臣団の編成に関しては親繁以降、軍事組織に関しては、戦国期親治以降を、対象としているものが多いようである。

本章の検討は、詳細さにおいて、これらの先行研究に敵うものではないが、家臣団の集住に関しては、戦国都市府中の成り立ち及び構造の把握にとつて重要案件であるので、政親期の「年寄共・宿老」、親治期の「老衆中」、義鑑期の「豊府老中」、「加判衆・国衆（紋之衆・他姓衆）」、義鎮期の「府内衆」や「二老」、義統期の「年寄衆」を家臣団編成の問題として取り上げたい。

因みに「府内古図」には、武家屋敷というものが「大友館」と「白杵

悪六屋敷」の二つしか確認することができない。前述の通り、「府内古図」は、特に注目すべき部分を朱色に着色したものと考えられる。しかし、家臣団が集住していたことは、家臣団関連記述を抽出することによって明らかであり、武家屋敷が黄色に塗りつぶされた「街区」に含まれていることは間違いない。

## 第二節 家臣団関連記述の検出

大友家関連文書の内、家臣に関する記述として、年代順に「在符人々」、「在府衆」、「年寄共」、「宿老」、「府内歳よりとも」、「老中」、「老衆中」、「豊府老中」、「府内衆」、「加判衆」、「国衆」、「二老」、「年寄衆」の十三種が挙げられる。

これらの家臣に関する記載年と、それが帰属する大友家督在位者を一覧表にまとめたものが第五表である。第五表を参照すると、家臣に関する記載が確認できるのは、親世・政親・親治・義鑑・義鎮・義統の代であることが分かる<sup>32</sup>。

家臣団編成を示す用語として認められるものの初見としては、応永十三(一四〇六)年の親世の書状に登場する「在府衆」記述である。すなわち、「府中に在(留)する衆」である。これは、「本庄殿 侑則 古庄殿 正敬」から、「在府衆中御中」宛に出された奉書である。また、同時期頃と考えられている「古庄丹波守 秀次(入道良忠)」が記した文書案にも「在符人々御中」という宛名が付されている。所謂、奉行人宛ての奉書と考えて差し支えないと考えられる。「柞原八幡社供僧等」の訴えを裁した応永十九(一四一二)年(異筆)の親世の書状にも「ふんこ 在府衆中」という宛名がある。

これら、「在符人々」、「在府衆」という宛名を通して見ると、大友氏

時の時期の寺領返還に関する文書にある「爰以萬壽寺北邊屋敷畠地等被相博古国府闕所之薄地」、「積善庵の建立に関する「豊後國高府市屋敷一所事」、親世の時代である応永二(一三九五)年(田原氏能ノ子)親貞から田原鶴松丸所に宛てられた「ふんこのこう(國府か)の屋敷の事」、「応永四(一三九七)年」のよ一文書預け状にある、「それまで八志きとの田やしきふちう(府中)のいやしきとも二」といったように、府中に家臣の屋敷が構えられていたことが指摘される。

親世の在位年数は、四十五年余りで、家督継承者中、最も長い在位期間を誇る。しかし、あまりにも長い在位期間には、足利義教による家督継承権への介入問題が絡んでいる。すなわち、親世から親著への家督継承は、意図的に遅らされていた。親世に続く親著の在位期間に関しては、あまりにも短く十年に満たない七年である。しかし、形式的には親世の在位期間中であつても、新しい政所体制の整備等<sup>33</sup>、実質的な家督権は大友領国内においても親著に認められていたものと思われる。

次に、確認される家臣団に関すると考えられるのは、政親の「年寄共」・「宿老」・「府内二はせあつめ候」、「府内歳よりとも」という記載である。「府内二はせあつめ候」という記載は、「(家臣を)府内に集めた」というもので、「府内歳よりとも」に関しては、その集住させた家臣の中にいても「歳より」という特化された集団が存在したことを示す。政親の文書には、他にも「年寄共」・「宿老」・「老中」という呼称の出現を確認することができる。また、一四九〇年のものと思われる政親から田北氏への「今日歸府仕候」という記述からは、政親が通常は府内にいたことが、また、それに続く年末詳の親宗から永弘式部丞殿・會禰崎氏へ出された「歸府之儀」、「參府申へく候」という文言からは田原親宗が在府していたことが判明する。



呼 称		初 見	西 暦	大友当主
在 符 人 々			1405・1406	親 世
在 府 衆		応永13年	1406	親 世
年 寄 共				政 親
宿 老				政 親
府内歳よりとも				政 親
老 中				政 親
老 衆 中				親 治
豊 府 老 中		天正 8 年	1539	義 鑑
加 判 衆			1550	義 鑑
国 衆	紋之衆		1550	義 鑑
	他姓衆			
府 内 衆		天正19年	1550	義 鎮
二 老				義 鎮
年 寄 衆		天正13年	1585	義 統
(宿 老)		天正20年	1592	義 統

第五表 家臣団関連記載初出一覧

親治の代には、「老衆中」が見られるが、これも府内に常駐していた家臣団・奉行衆であると考えられる。この府内に常駐している特化した家臣団形態は、義鑑代の「豊府老中」、義鎮代の「府内衆」と明らかに存続した。橋本操六氏は、所見文書中に表れる「年寄」・「老衆」・「老中」と呼ばれる連署人の研究から、この特化した家臣団の研究を行っている。

親治から老中衆へと出された年末詳文書の「いま程、志賀内者、在府のよし申候へハ」という記述、一五一七年の永弘氏のものと思われる文書の「父子共府中二召籠候、」という記述、一五三三年の義鑑から岐部氏への「息兄弟在府之儀被申付候、」という記述からは、一族から出仕者、或いは人質を府内に住まわせていたという事実が判明する。

また、一五一六年の田北氏から田口氏への「近日茂於當符（府）野心同意者多々成敗候、」に関しては、朽網親満の乱における府内の動揺した様子を物語っているが、ある一面では、多くの家臣たちが在府している事実を窺わせ、そして「當符（府）」という呼称は、田北氏の在府を示す。また、（城後田北）親興から城後次郎への「在府」し続けるべきとのアドバイスからは、次郎の「在府」が確認される。

また、多くの研究者が唱えるように、二階崩れの乱の時に殺害された、一万田、宗像、服部に関しても在府していたことは間違いない。

その後、義統の代になると、その家臣団の中においても「宿老」、「加判衆」、「国衆」、「二老」、「年寄衆」という差別化がおこなわれていたことを示す記載が見受けられるようになり、この奉行衆団の内、国外のものに関しては、「城督」においてその権限が極まる。

また、福田氏は<sup>3)</sup>、豊臣大名化した大友氏の家臣団編成に関して、「太閤朝鮮征伐二付義統豊後侍著到記」・「大友家土帳」を用いて、軍事編成（＝同心制）を分析し、戦国末期の大友家臣団を、御一家衆・近辺

衆・国人衆・郡郷庄衆の四種類に整理している。

### 第三節 家法と家臣団

大友氏の家法に関しては、戦国家法として、「義長の条々」(史料三参照)や「義鑑の条々」(史料四参照)が著名である。これら家法の中には、家臣団に対する対策が練りこまれている。それぞれ、「義長の条々」には、「年寄衆」、「目付」、「耳聞」が、「義鑑の条々」には、「国衆」、「加判衆」、「奉行」、「拵物衆」、「加判衆」、「紋之衆」、「他姓衆」という家臣団に関する記載が確認される。

親治の次代義長の出した家中法、「義長の条々」には、その家臣団の勤務形態についても指示を出していたということが分かるので、明らかに、府内に在住した家臣達が存在したことを指摘できる。しかし、家臣団の集住が府内市中に散在、或いは集中して武家屋敷街区を形成していたのかという集住の仕方の問題に関しては、文献史料が限られるという事情もあり、今後、発掘調査により考古学的領域において解決すべき問題となろう<sup>35</sup>。

また、「義長の条々」を義鑑が改良したものとされる「某条々事書」(史料五参照)には、「年寄衆」、「聞次」、「目付」、「耳聞」、「加判衆」、「申次」、「年寄中」、「右筆」、「年寄中」という記載を確認することができる。「義長の条々」と比較して加えられた用語としては、「聞次」、「申次」、「年寄中」、「右筆」という語が挙げられる。

### 第四節 府中・府内家臣団の形成或いは再編成時期について

府中・府内に常駐しているという特化した家臣団の存在を示す用語は、親世・政親・親治・義鑑・義鎮・義統の代において確認することができ

た。親治以外、いずれも、比較的「府中関連用語」が集中する時期であることは注目される。親治に関しては、義右の横死の後を受けた臨時の当主であり、在位期間は最も短い五年足らずである。

すなわち、ここに「府中関連用語」が集中する時期と、「家臣団関連記述」の確認される時期が、ほぼ一致することが指摘される。この一致は、各時代における府中の状況と、家臣団、そして大友家督者の在り方、それぞれの相関関係を如実に示している。

親秀・頼泰の時代に登場した「出府」、「上府」、「参府」というような、所謂、命令形を採る形は、南北朝期に途絶える。一時、親著の代において、「出府」記述は復活するが、これは既存の政所体制に改編を加えることができた親世・親著政権が安定していたことを示す。更には、その記載が両統交立時代に途絶えることは、安定した府中政権が存在し得なかつたことを如実に示し、そしてその事実、大友氏の権威を著しく落とすことになったと考えられる。

その後、「参府」、「帰府」が使用され始めるのは政親の代を待たねばならない。この事は、前述の府内関連用語の使用状況とその変遷、菩提寺の配置を始めとする都市構造の変遷等、さまざまな面において画期と見受けられることから説得力を持つ。

府中・府内安定政権という意味においては、南北朝内乱の収束期である親世・親著期、両統交立の収束期である親繁・政親期、そして、それが戦国大名として変質・安定する時期としては、親治・義長・義鑑の代を挙げることができる。

さて、これら家臣団が政務を執る「役所」的な場所があったことは、「義長の条々」から明らかである。おそらくは、その「場」が「大友館」であり、前述の二つの収束期と安定期がこの「府君」達の居館を整備す

資料三 義長の条々

- 条々(義鑑、義鎮ヲ経而、義統へ)
- 一、可被守公儀拵之事
- 一、寺社造営、無油断、可被申付之事
- 一、今宮殿御神領寄進之事
- 一、御老躰兩人江、被添心、可有奉公、殊、当時御知行之御領知等、御在世之間、不可有相違事
- 一、母仁、不可有疎儀事
- 一、肥後之國、以堅固之覚悟、菊法師丸入國、可被添心之事、妹可孕之事
- 一、北大方殿、同肥後之伯母、何茂、不可有疎儀之事
- 一、年寄衆、常在在宅、不可然候、式日者、無懈怠、可有相談之事、付、四巳前、以出頭、七以後可有帰宅之事
- 一、奇有之聞次、以一人披露之時者、可相似扇偏頗、覚悟儀可被申事
- 一、昔より、傍輩近付法度之事、是又、用心之気仕敷之事、一、一姓親類寄力曲事候、於理非分別之沙汰者、一姓他姓之合力、不可入事
- 一、奉公之浅深、忠節之遠近、不可有忘却之事
- 一、若輩之衆言、不可有許容之事
- 一、内訴之儀、縦雖為理運之子細、不可有許容之事
- 一、隱謀野心之外者、常式之儀二、不可没収所帶之事
- 一、以哀憐諸人を可召仕之事
- 右、此条々、日夜無忘却、堅可被守其旨之事、可為後驗者也
- 永正十式年十二月廿三日
- 追而申
- 一、進物之類、無油断可被求之事
- 一、諸郷庄、以目付、耳聞、可知時宜之事
- 一、当國之者、一人二人ッ、筑後、可有在國之事
- 一、大内高広、小笠原光清、不慮二、在國候、外間実儀候之間、別而可為丁寧之事
- 一、朔日、十五日、対面之事、若近郷之者、出仕無沙汰候者、可被注名事
- 一、諸芸ハ、得たる事二数奇、不叶を捨る事、是不可然之事
- 一、弓馬之道ハ、不及申、文学、歌道、蹴鞠、以下を閣、独鷹野を専とする事、甚以無其益事也、以狩、被知名事、是、可稀事敷、但、狩之趣、鷹之拵、何も可有相伝事共肝要にて候
- 一、召仕者、諸事教訓肝要候、入目なるを引立、出たるを押而召仕事、是又肝要候
- 永正十二年十二月廿三日
- 義長(花押)

資料四 大友義鑑の条々

- (義鑑袖判)
- 条々天文十九、二、十二
- 一、國衆、加判衆、一意之事、付、奉行之事
- 田北大和守 (鑑生)
- 一万田彈正忠 (鑑相)
- 白杵四郎左衛門尉 (鑑速)
- 吉岡越前守 (長増)
- 小原四郎左衛門尉 (鑑元)
- 一、重書、併、日記籍之事
- 一、当國、別而治世可覚悟入事、付、分國所々事
- 一、上下共二、邪正之儀、能々可有礼明事
- 一、日田郡之事、先以可為如今事
- 一、立花城可取哉否之儀、能々、可有思慮事
- 一、於筑後国上下之間、一城可有覚悟事
- 一、当方大内間之事、倍無二之儀、可然事
- 一、当方立柄、如前々、無相違可被申付事
- 一、拵物衆之儀者、義鎮、能々以分別、可被相定事
- 一、加判衆之儀者、可為六人事、付、為紋之衆三人、他姓衆三人事、以上
- 資料五 某条々事書
- 条々
- 一、寺社造営、無油断可被申付事
- 一、親不可有疎儀事
- 一、祖父・祖母被添心、可有奉公、殊当時御知行之御領地等、御在世之間、不可有相違事
- 一、可被守公儀之拵之事
- 一、兄弟可孕之事
- 一、年寄衆常在宅不可然、至式日者、無懈怠可有相談事、付、以四以前出頭、七以後可有帰宿
- 一、奇有之聞次、以一人披露之時者、可相似扇偏頗、覚悟之儀可被申事
- 一、從昔傍輩近付法度之事、是又用心之気仕之事
- 一、一姓親類寄力曲也、於理非分別之沙汰者、一姓他姓之合力、不可入事
- 一、奉公之浅深、忠節之遠近、不可有忘却之事
- 一、若輩之衆言、不可有許容事

- 一、内訴之儀、縦雖為理運之子細、不可有許容事
- 一、隱謀野心之外者、常式之儀、不可没収所帶之事
- 一、以哀憐、諸人を可召仕事
- 一、進物之類、無油断可被求事
- 一、諸郷庄、以目付・耳聞、可知時宜事
- 一、当國之者、一人二人充、至筑後可有在國事
- 一、他國之方、当國滞留之時者、不依大小、不可疎意事
- 一、朔日、十五日対面之事、若近郷之者、出仕於無沙汰者、可被注名事
- 一、諸芸ハ騒得事、捨不叶吏、是不可然事
- 一、弓馬之道者不及申、文学・歌道・蹴鞠以下閣之、専狩鷹野、甚以無益之事也、以狩被知名事、可稀吏也、但狩之趣、鷹之拵、何可有相伝儀者肝要之事
- 一、召仕者、諸事教訓肝要也、引立入目、押出、可召仕事
- 一、向後、誓談可停止之事
- 一、諸人重縁、不可成綺事
- 一、於当家、無先例役者、不可定事
- 一、至他家申遣子細、為内儀、不可有其沙汰事
- 一、沙汰・雜務等、雖為老中、一人之披露不可然、殊以内儀落着、不可有之事
- 一、加判衆・申次可相加時者、能々以思惟申出、年寄中於同心者可為落着之處、自然為見処申拵仁雖有之、不可及許容事
- 一、諸侍緩怠之時、然々以礼明可加下知之処、万一為一人之儀、雖有申旨、曾不可有同心事
- 一、不儀顯然之族、退國之上者、永不可有赦免、況以内々申通儀、聊不可有之事
- 一、自筆状、卒爾不可認之、其余、右筆之外、不可用之事
- 一、為無忠節奉公、於京大訴、可停止事
- 一、他家客人、参会者可然也、傍輩中参会停止之事
- 一、年寄中之外、不可有奉書儀事
- 一、女中方出仕、可停止事
- 一、止所々城誘、家居結構、不可然事
- 一、雜談可嗜之事
- 一、聊爾不可夜行事
- 一、為隱居公儀拵、不可然事
- 一、右旨趣、聊不可有相違者也
- 享祿第三十二年二月六日

るのに相応しい時期であろう。そして、義鑑の時期には、より一層豪壮なものと考えたはずである。

### 第五章 「府君」の館 — 「大友館」論 —

守護大友氏は、当然、守護所・守護館を構えていたものと考えられる。大友氏が発給した文書の内、「守護所」と記載したものの初見は、頼泰から玖珠衆野上氏に発給した「守護所廻文」である。しかし、前述の通り、この時期の守護所に関しては、「鎮西東方守護所」である可能性を否定できない。そのような意味で、豊後の何処に鎌倉期の守護所・守護館が存在したかについては、現段階では手掛かりが存在しない<sup>36</sup>。

しかし、前述の大友氏時代の寺領返還に関する文書にある「萬壽寺北邊屋敷」や「高國府市屋敷」、親世の時代である応永二（一三九五）年（田原氏能ノ子）親貞から田原鶴松丸所に宛てられた「ふんこのこう（國府か）の屋地」、応永四（一三九七）年のよ一文書預ケ状には、「ふちう（府中）のいやしき」といったように、府中にいくつかの武家屋敷が構えられていたことには注目される。

また、（大永六（一五二六）年）九月二日、田原親薫から如法寺六郎に与えられた感状には、「国府城」という記載が、（享祿三（一五三〇）年）四月三日に義鑑から清田越後守に与えられた感状には「早々館堅固二相守段、」の記述、義統から（日野）税所越中守・（日野）税所中務少輔に送られた神領安堵諸点役免許状には「府内屋敷祇園御神領分之儀、」という記載、天正十（一五八二）年の義統から柴田筑前入道（礼能）殿に発給された文書には「一府之内萬壽寺町屋敷」という記載を確認することができる。

現在、大友氏関連の館跡としては、「大友館」と「上原館」の二つの

館跡が知られている。「上原館」に関しては<sup>37</sup>、近世における呼称であり現上野台地上の高國府に位置している館跡である。館跡には、現在においても高い土塁の痕跡を残すが、前述の氏時の文書にある「高國府市屋敷」、田原親薫の文書にある「国府城」に該当するのは、この「上原館」を指すものであるかもしれない<sup>38</sup>。

また、「大友館」に関しては、現在、上野台地北の顕徳町「中世府内町跡」内に位置する館跡である。「大友館」も近世に作成された「府内古図」に記載されている呼称であり、中世の記述としては前述の「府内屋敷」が、この館跡に比定される<sup>39</sup>。

両館の新旧関係に関しては、諸説入り乱れているが、歴史学者の意見としては「上原館」を古く位置付ける考えが多勢を占めている。これも、発掘調査を用いた検証作業によつて解決すべき問題となろう。

注目すべき記述として、浦上宗鉄から若林氏に送られた書状に、「又御屋形様今日六被成御歸館之由、内々被仰下候、」や、同じく宗鉄たる道册から松月軒から送られた書状には「此時者定而四五日中可為御歸館候哉、」・「御歸館候之間、」等、「歸館」という記載が用いられ始める。この記載は、いずれも同一人物によるものである。この人物の「くせ」である可能性も考えられるが、興味深い記述法である。

また、同時期に、矩忠・矩一・兼俊から、渡邊土佐宛に出された連署状には、「度々被成召文之處、未不遂參勤條、」という記載、義統から北里次郎左衛門尉（親生）に出された文書には、「親生事以順路之覺悟出頭、感悦無極候、」という記載が見受けられる。

これら義統期の文書には、「參勤」や「出頭」等、新たに府内に馳せ参じるよう命ずるときの用語が現れ始める。これには、「府」という文字は使われていない。また、義統から、高橋主膳（紹雲）入道・戸次伯耆

（道雪）入道宛に出された書状、そして新田掃部助宛に出された領地預置状には、「上国」という記載が登場する。

これら、「參勤」・「出頭」・「上国」という、明らかに仕出を促す、新たな召し出し文言は、支配の方式内における都市支配の位置付けが変わってきている事実を示しているように思える。

### 第六章 大友氏の領国経営における

#### 「府中」の位置付けとその変遷

本論は、第一章から第二章にかけて、第一章において「府中」関連記述の集計を通して、初出年代の検討、使用状況の変遷を把握し、第二章においては使用状況から大友家当主の在府の仕方を探った。第三章以降は、その成果を踏まえ、第三章から第五章にかけて、菩提寺、家臣団集住の問題、府君の居館設置に関する問題に検討を加え、豊後府中の都市構造の変遷の把握に努めた。

終章たる本章においては、第三章から第五章において加えた考察を通して、再度、第一章・第二章において把握した府中関連用語の使用状況の変遷を再解釈し、大友氏の中世都市府中経営における画期の変遷案を提示する（第六表参照）。

それは、年序順に、未だ下向していない能直・親秀・頼泰前期段階の鎌倉時代前期の0期、下向後の頼泰後期・親時・貞親・貞宗の鎌倉後期のI期、氏泰・氏時・氏継の南北朝期に該当するII期、親世・親著・持直・親綱・親隆・親繁前期の室町幕府安定期であり大友氏内の内乱期であるIII期、氏内内乱鎮定後の親繁後期・政親・義右の「応仁の乱」直後であるIV期、親治・義長・義鑑の大友政権安定期であるV期、義鎮・義統の戦国末期であるVI期と、大きく六期に区分を設定した。

時代	小区分	画期	小期	大友家督継承者	年代
鎌倉	(前期)	0期		能直・親秀・頼泰前期段階	12世紀末～13世紀後半
鎌倉	(後期)	I期		頼泰後期・親時・貞親・貞宗	13世紀後半～14世紀中頃
室町	(南北朝期)	II期		氏泰・氏時・氏継	14世紀中頃～14世紀末
室町	(内乱期)	III期		親世・親著・持直・親綱・親隆・親繁前期	14世紀末～15世紀中頃
室町	(応仁乱期)	IV期		親繁後期・政親・義右	15世紀中頃～15世紀末
戦国		V期		親治・義長・義鑑	15世紀末～16世紀前半
戦国		VI期	a	義鎮前期	15世紀中頃～15世紀末
戦国			b	義鎮後期・義統前期	16世紀後半
桃山	(豊臣期)	VII期		義統後期	16世紀後半

第六表 「府中」・「府内」の画期変遷

V期以降に関しては、大友家当主が確実に安定して「在府」している点が指摘される。また、菩提寺や家臣団集住の検討から、その萌芽はIV期においてすでに見られていたと考えられる。

現代人が考える「都市」という概念に関しては、近代的なものが「範型」として付き纏う。そのような意味においては、前近代、すなわち近世都市というものはある一時期を画するという意味においては、完成形態であることが指摘できよう。また、そのプロトタイプとしての戦国都市も画期としては相応しい。問題は、それ以前の中世都市を、どのように画期付けるかというところであり、当面、府内において、その問題はI期とIII期にあるように思われる。

今後、今回提示した府中関連用語の分析を通しておこなった画期の設定に関して、発掘調査成果を用いた考古学的領域における検証作業が、今後の課題となろう。

本稿を編むに当たって、飯沼賢司先生から、多大なるご教示を得ることができました。また、恩師、後藤宗俊先生には、常に叱咤激励を頂きました。記して、感謝の意を表させていただきます。

1 『大漢和辞典』

2 後醍醐天皇治世以降、その施策のため、南北朝期に一時的な「国府」記載量の増加を見る。

3 田北学 『増補訂正編年大友史料』

4 「新御成敗状」『中世法制史料集 第一巻』

5 渡辺澄夫編『勝津留史料』『豊後国荘園公領史料集成』五(上)

石井進氏は、文書史料に「選択・保存・管理された文書の世界」と「廃棄された文書の世界」があることを指摘されている。現代に残っている文書量は、悠久の歴史の中にあつては、ある意味その全てが運良く、災害・戦火を逃れたものであると言っても過言ではない。今回確認した府中関連用語は、いわばこの運よく残った史料であるといえる。この運の良い史料を子数とするならば、これに運悪く失われた膨大な量の史料を加算したものが総数となる。本来、この各代における母数ともいべき文書数は、使用頻度を計る上で重要な数字となるが、これも失われた数字である。

今回の検討に用いている資料に関しては、義長期以前と義鑑期以後では、その母数に開きがあるため、比較に支障が生じてくるという問題を孕む。したがって、本来は、定量的な方法を模索しなければならぬ。本稿においては、これに、地理的情報や考古学的情報において、抽出した「府中関連用語」の変遷に潜む理解を補うこととする。

6 この関係は、親世・親著間にも見出せるのではないかと考えている。  
7 また、同時に「出府」という活用形も用いられている点にも注目される。

8 「新御成敗状」『中世法制史料集 第一巻』一七二〜一九九

- 9 「追加」『中世法制史料集 第一巻』二二七〜二三二
- 10 「新御成敗状」『中世法制史料集 第一巻』
- 「後日之式条」三浦周行博士旧蔵書入本 東京大学文学部日本史研究室蔵
- 笠松宏至「幕府の法と守護の法」『岩波講座 日本通史』8、一九九四（後、一九九七『中世人との対話』東京大学出版会に所収）
- 11 「・・・豊後国の国府としか考えられない「府中」・・・」
- 石井進 一九七〇『日本中世国家史の研究』岩波書店
- 因みに、大三輪龍彦氏は、「府中」を「鎌倉御府内」と同義に解していたが、当時鎌倉を「御府内」と呼称した例は無く、「鎌倉中」と呼称されていた点に関して、石井進氏より批判を受けている（『鎌倉市史 総説編』一八五―一八六）。なお、千々石到 一九七八「一九七七年の歴史学界―回顧と展望」『史学雑誌』五月号
- 12 大友能直養父の中原（藤原）親能は、天野遠景に次いで鎮西守護人（奉行）に任ぜられている。
- 13 因みに十三代当主親綱の援軍に駆け付けた大内軍が、府中に座する大友氏菩提寺の万寿寺に到着していることは、この大友氏の当主権と府中領有権に関して、重要な視点を提供しているように思われる。
- 14 「府中」という土地名称に対して、「府内」という土地名称が、より限定的な範囲を指している可能性も考えられる。
- 15 その後、この表記は、近世以降、近世府内町を指す言葉として、長らく使用されることとなる。
- 16 これらの地図は、宣教師等が西洋にもたらした情報をもとに作成されたと考えられるティセラやオルテリウスの地図には、いずれも FUNAIH記されている。
- 17 外山幹夫 一九九五 『大名領国形成過程の研究』 雄山閣
- 18 脇田晴子 一九八五 「室町時代」 中公新書七七六 中央公論社
- 19 府中或いは府内の北西部には、「勢家」という地名を残す、戦国時代には「外港」として機能したといわれる広大な浜堤列が存在し、平安時代後期における在地豪族が国衙の干渉を排除するために権門勢家（世俗的力を持つ有力寺社）に寄進されたがために形成された「寄進型荘園」の存在を暗に示す。現地には、「春日社」が存在し信仰を集めている。
- 20 鎌倉時代の大友氏の拠点が、府中には無かった可能性を考慮しなればならない。因みに、種田には、頼泰の墓や印鑰社が存在する。
- 21 一時期、佐伯方面へと脱していた。
- 22 本稿においては、木村幾多郎氏分類の「類を用いている。
- 23 飯沼氏よりご教示。大智寺には、親著の肖像も伝わっており、その伝えは信憑性を持つ。また、近世書に墓所を移転した記述を確認することができる。
- 24 現在、大雄院の看板は、近世に移転復興された万寿寺に保管されている。
- 25 橋本操六 一九六〇 「大友氏奉行人の変遷と時代考証」『豊日史学』第二十七巻・第二十八巻合輯 豊日史学会
- 26 福川一徳 一九七六 「戦国大名の家臣団形成について―書出の分析を通じて―」『法政史論』三号 法政大学史学会
- 27 桑羽田興 一九六一 「大友氏家臣団についての一考察」『九州文化史研究紀要』八・九合併号 九州文化史研究所
- 28 木村忠夫 一九六八 「永禄末期大友氏の軍事組織」『九州文化史研究紀要』十三号 九州文化史研究所

- 29 木村忠夫 一九七一 「戦国期大友氏の軍事組織」『日本史研究』一  
一八 日本史研究会
- 30 外山幹夫 一九六四 「大友氏の軍事組織について―揆・衆中・  
寄子・同心等をめぐって―」『九州史学』二十八号
- 31 福川一徳 一九七六 「戦国期大友氏の軍事編成について」『法政  
史学』第二十八号 法政大学史学会
- 32 年未詳の氏泰から田原氏に宛てられた文書に見られる「仰自何も先  
無為に御歸府目出候、」という記述からは、田北氏が本来在府して  
いた事実が窺われる。しかし、これは田原氏が守護代を勤めていた  
可能性を指摘するに留まる。
- 33 三重野誠 二〇〇三 『大名領国支配の構造』 校倉書房
- 34 福川一徳 一九七六 「戦国期大友氏の軍事編成について」『法政  
史学』第二十八号 法政大学史学会
- 35 或いは、「府内古図」における「黄色街区」に武家屋敷が含まれる  
ことが、府内の特徴であるのかもしれない。
- 36 南北朝期、氏泰の時期以降、関連用語として「大友屋形」・「御屋  
形様」という記載が確認される。この「屋形」記載は、氏泰本人を  
指す代名詞であるが、この当主を「屋形」と呼ぶ慣習の発生源に考  
えを巡らせれば、その発生源である「館」の存在を想定すること  
もできよう。氏時期の「大友屋形御落附被成、」という記述も気に  
掛かるものである。
- 37 近世の編纂である『大友家文書録』には、以下の記述がある「永禄  
元年以弘治四年改元、戊午閏六月十八日、誕生於豊後府内上原館、  
「相攸於海部郡、白杵、丹生嶋、新築城、自上原館、移徙焉、」、  
「初當家世々、構館於府内、居之、」、  
「遷館於上原而、今及比矣、使嫡  
男長壽丸、居上ノ原館、」、  
「(天正十六年三月十五日)將諸軍、発上  
原館、」、  
「(天正六年)冬義統、受宗麟、嗣封、直居上原館、」、  
「豊後府内上ノ原に屋形を建、屋形とぞ申ける、」、  
「享禄三年正月三日、  
豊府上野臺の館に生まる。」
- 38 或いは、「屋敷」から「城」へと改築されたものであるかもしれな  
い。
- 39 近世に入つての編纂物ではあるが、『大友家文書録』では、大友家  
当主の死した土地に関して以下のように記載している。親世に関し  
ては「應永廿五年戊戌二月十五日勝憧祖孝卒於府内之別墅、號瑞光  
寺(編年資料)、親著に關しては「三十三年丙午十一月二十九日親  
著卒於府内別墅、號大惠寺玉庵道瑛、」、親綱に關しては「長祿三年  
己卯二月六日親綱卒於府内別墅、號大聖院輝山光君、」、親治に關し  
ては「十四年壬寅十一月十四日道清卒於府内、年別業七十二歳、號  
心源寺」月十九日親治卒於府内豊後国、號見友院」  
と、四代の当主たちに関して、それぞれ、「府内之別墅」・「府内別墅」・「府  
内別墅」・「卒於府内」と記している。いずれも府内での死亡を伝  
えているが、「別墅」・「別墅」と「別邸」にて死していることを  
記している。